

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、九一〇円」を「五、〇五〇円」に、「一〇、四二〇円」を「一〇、四四〇円」に、「五、一三〇円」を「五、一五〇円」に、「九、二八〇円」を「九、三〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、六三〇円」に、「五、七一〇円」を「五、七三〇円」に、「五、八三〇円」を「五、八五〇円」に、「六、六四〇円」を「六、六七〇円」に、「四、〇六〇円」を「四、〇八〇円」に、「六、四六〇円」を「六、四八〇円」に、「四、九二〇円」を「四、九四〇円」に、「二、六五〇円」を「二、六七〇円」に、「七、五六〇円」を「七、五八〇円」に、「一五、六三〇円」を「一五、六五〇円」に、「八、二四〇円」を「八、二六〇円」に、「八、五二〇円」を「八、四七〇円」に、「一〇、七四〇円」を「一〇、七六〇円」に、「六、〇三〇円」を「六、〇一〇円」に、「一五、〇一〇円」を「一五、〇三〇円」に、「一六、三六〇円」を「一六、三八〇円」に、「七、八七〇円」を「七、八九〇円」に、「五、九一〇円」を「五、九三〇円」に、「二三、二二〇円」を「二三、二四〇円」に改める。